

都道府県・市区町村に対する個人住民税における寄附金税制の拡充  
(20改正のイメージ)

改正前

改正後

寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲

都道府県・市区町村

都道府県・市区町村

控除方式

所得控除方式

税額控除方式

地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

控除率

$\left( \begin{array}{l} \text{適用対象寄附金} \times \text{税率} \\ (10\%) \text{ の軽減効果} \end{array} \right)$

[税額控除額の計算方法]

①と②の合計額を税額控除

① [地方公共団体に  
対する寄附金(※1) - 5千円] × 10%

② [地方公共団体に  
対する寄附金(※1) - 5千円] × [90% - 0 ~ 40%] (※2)

寄附者に適用される  
所得税の限界税率

※1 複数の団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

※2 ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

控除対象限度額

$\left( \begin{array}{l} \text{総所得金額等の} 25\% \\ \text{地方公共団体に対する寄附金} \\ \text{以外の寄附金との合計額} \end{array} \right)$

総所得金額等(※)の30%

(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

(※)総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。

適用下限額

10万円

5千円

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

# 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

※ 寄附者の方は寄附先の都道府県・市区町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際に以下の計算を行っていただく必要はありません。

① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から5,000円を引きます。

(※) 1.複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額  
2.総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

② ①で求めた額に10%を乗じます

・・・[住民税の基本控除]

③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。

[夫婦子2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率]

年収 概ね600万円まで・・・ 5%  
概ね780万円まで・・・ 10%  
概ね1,200万円まで・・・ 20%  
概ね1,430万円まで・・・ 23%  
概ね2,380万円まで・・・ 33%  
概ね2,380万円超・・・ 40%

④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。

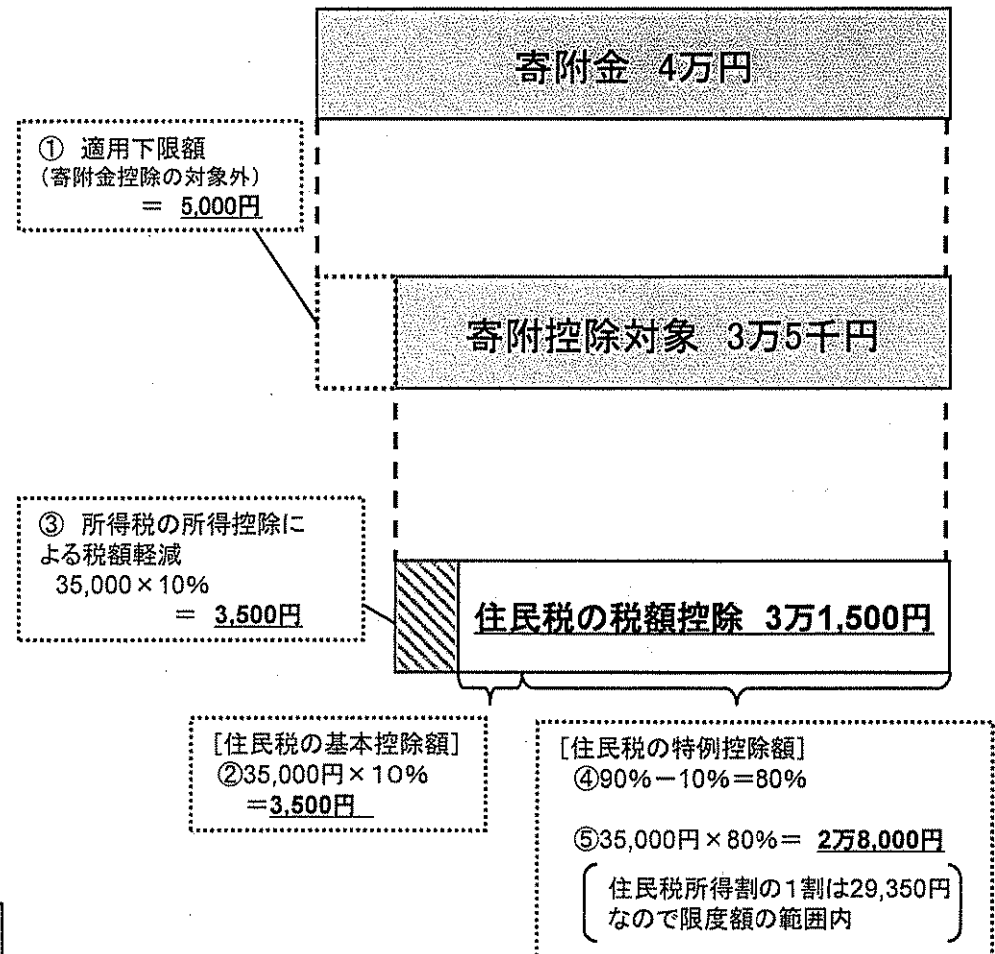
・・・[住民税の特例控除]

⑤の額は住民税所得割の1割が限度

**住民税の控除額 = ② + ⑤**

## 給与収入700万円で夫婦子2人のケースの計算例

[・所得税の限界税率10% ・住民税所得割額 293,500円]



## 控除対象となる寄附金

所得税(現行)	個人住民税(改正後)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外]
	都道府県・市区町村に対する寄附金 (平成6年度創設)→ <b>拡充</b>
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの  [539件(H17年度の指定数)]	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの (平成2年度創設)
	住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの (平成4年度創設)
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [①～⑥の合計:20,662法人(H18.4.1現在)]	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>新たに都道府県・市区町村の条例により 対象寄附金を指定する仕組みを導入</b></p> </div>
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金  [80法人(H20.4.1現在)]	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]

個人住民税における寄附金税制(都道府県・市区町村以外)の抜本的見直し  
(20改正のイメージ)

改正前

改正後

〔対象寄附金〕

- ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が  
条例により指定した寄附金を追加

(所得税の寄付金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定)

〔控除方式〕

所得控除方式

税額控除方式

〔控除率〕

(適用対象寄附金×税率(10%)  
の軽減効果)

都道府県指定寄附金は道府県民税から4%税額控除  
市区町村指定寄附金は市町村民税から6%税額控除

〔控除対象限度額〕

総所得金額等の25%

総所得金額等の30%

〔適用下限額〕

10万円

5千円

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。